

		保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
(行事参加者補償制度費用保険特約)	対象となる損害	下記の場合において、総合型地域スポーツクラブ主催の活動に参加中に偶然発生した被補償者 ^(注1) のケガまたは特定疾病 ^(注2) 〔「補償適用の原因」 ^(注3) 〕に対して、被保険者が「補償規程」 ^(注4) に基づき、費用を負担したことにより被る損害に対して、下記の保険金を被保険者にお支払いします。	下記のいずれかによって発生した損害に対しては保険金をお支払いしません。 ①保険契約者・被保険者・保険金受取人・被補償者の故意・重過失 ②被補償者の自殺行為・闘争行為・犯罪行為 ③被補償者の麻薬・あへん・大麻・覚せい剤・シンナー等の使用 ④被補償者の無資格運転中・酒酔い運転中の事故 ⑤戦争・暴動など ⑥被補償者の妊娠、出産または早産 ⑦活動参加日の直前12か月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果関係のある急性心疾患・急性脳疾患・急性呼吸器疾患(継続契約の場合で、継続して2年以上被補償者である者を除く) ⑧該当する補償規程がない場合 ⑨該当する補償規程を引受保険会社が知していない場合など
	災害死亡補償保険金	補償適用の原因が生じた直接の結果として、その補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内に被補償者が死亡した場合に、災害死亡補償保険金の全額をお支払いします。ただし、すでに支払った後遺障害補償保険金がある場合は、災害死亡補償保険金からその金額を控除した残額をお支払いします。	
	後遺障害補償保険金	補償適用の原因が生じた直接の結果として、ケガをした日からその日を含めて180日以内に被補償者に後遺障害が生じた場合、または特定疾病で所定の公的な後遺障害認定を受けた場合、支払割合に応じて保険金をお支払いします。支払割合(最高100%)は、後遺障害の程度に応じて決定します。	
	療養補償保険金	補償適用の原因の治療を直接の目的として入院した場合に、入院1日につき保険金をお支払いします。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の入院日数が対象となります。	
(企業用)	入院日額	入院日額が支払われる場合で、補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内に補償適用の原因の治療のために所定の手術を受けた場合に、入院日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍、40倍)を乗じた金額をお支払いします。ただし、1事故に基づく補償適用の原因につき、1回の手術に限りします。	
	手術保険金	入院日額が支払われる場合で、補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内に補償適用の原因の治療のために所定の手術を受けた場合に、入院日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍、40倍)を乗じた金額をお支払いします。ただし、1事故に基づく補償適用の原因につき、1回の手術に限りします。	
	通院日額	補償適用の原因の治療を直接の目的として通院した場合に、通院1日につき保険金をお支払いします。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の通院日数に対して、90日分を限度とします。	
(企業用)	施設所有(管理)者特別約款	スポーツクラブの運営管理や活動に起因して、第三者や会員の身体または財物に損害を与えたことにより、クラブが法律上の損害賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払します。	故意／戦争、変乱、騒じょう、労働争議に起因する賠償責任／地震・噴火・洪水・津波に起因する賠償責任／被保険者の所有・使用・管理する財物の損壊に対する賠償責任／給排水管・冷暖房装置などからの蒸気、水の漏出・いっ出による財物の損壊に起因する賠償責任／屋根・窓・扉などから入った雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任／自動車または施設外における車両の所有・使用・管理に起因する賠償責任など
	生産物特別約款	スポーツクラブが主催するイベントにおいて製造または販売した製品がお客様に引き渡された後に、これらの製品の欠陥によって他人の身体の障害または財物の損壊を発生させたため、クラブが法律上の損害賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払します。	

【用語の説明】
(注1) 被補償者：「被保険者」である総合型地域スポーツクラブが主催する総合型地域スポーツクラブの種目 ^① の参加者で、参加者名簿に記載された者 ^② あらかじめ約定した種目をいいます。
(注2) 特定疾病：次の疾病をいいます。 急性虚血性心疾患(いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患／くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患／気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患／細菌性食中毒／日射病・熱射病等の熱中症／低体温症／脱水症
(注3) 補償適用の原因：被補償者が被った次のケガまたは特定疾病 ①「被保険者」である総合型地域スポーツクラブが主催するクラブ種目参加中のケガまたは特定疾病 ②上記①のクラブ種目参加のための往復途上のケガまたは特定疾病(ただし、そのクラブ種目参加を目的として住居を出発する前に、参加者名簿で事前に参加が確定している方に限りします。)
(注4) 補償規程：「被保険者」である総合型地域スポーツクラブ主催者が、「被補償者」である総合型地域スポーツクラブの活動参加者に対する補償を定めた規程・規約・協定等で明文化されたもの

ご注意

- ご契約に際しては、「補償規程」の写しをご提出願います。
- 保険期間終了後遅滞なく、保険期間中のスクール開催日、開催時間数、参加者数等をご通知いただき、保険料の確定精算を行います。保険料確定特約を付帯した場合は、確定精算は不要となります。
- 被保険者は参加者名簿の備付けが必要となります。参加者名簿にお名前の記載がない方に係る損害は、保険金支払いの対象とはなりませんので、ご注意ください。
- ご契約に次のようなことが生じた場合には、直ちに取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。
 - ①住所を変更された場合
 - ②補償規程の記載事項に変更が生じた場合

個人情報の取扱いについて

弊社は、保険契約申込書等から得た個人情報(保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。)の取扱いについて以下のとおりとさせていただきます。なお、詳細については、弊社ホームページ(www.chubb.com/jp)をご覧ください。

1. 主な利用目的について
 - (1) 弊社または弊社のグループ会社を取り扱う損害保険の案内、募集および販売
 - (2) 上記(1)に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
 - (3) 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
 - (4) 適正な保険金・給付金の支払
 - (5) 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
 - (6) その他、お客様とお取引を適切かつ円滑に履行するための業務
2. 第三者への情報提供について
弊社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
 - (3) 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
 - (4) 弊社のグループ会社、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

取扱代理店

株式会社パイオニア
〒242-0003 神奈川県大和市林間 2-1-1-405
TEL 046-273-8795 FAX 046-273-8796

保険会社破綻時の取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた仕組みとして「損害保険契約者保護機構」がありますが、支払われる保険金や解約返れい金の支払金額が下記割合に削減されることがあります。契約者が小規模法人・マンション管理組合である場合に対象となります。

ご契約の種類	保険金支払い	解約返れい金
団体総合補償制度費用保険 賠償責任保険	・破綻後3ヶ月間は、補償割合100%(全額支払い) ・3ヶ月経過後は、補償割合80%	補償割合80%

事故が起こったとき

事故が発生した場合はJSCC スポーツクラブ総合補償制度担当代理店までご連絡ください。

株式会社パイオニア(担当：阿部)
TEL 046-273-8795 FAX 046-273-8796

※賠償事故に係る示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

- ・このパンフレットは「JSCC スポーツクラブ総合補償制度」の概要を説明したものです。詳細は、引受保険会社代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- ・保険契約のお申込時は、保険契約申込書の記載内容に誤りがないかご確認ください。
- ・取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ・保険料お支払いの際は、引受保険会社所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。なお、ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合には、引受保険会社までご照会ください。

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社(チャブ保険)
〒141-8679 東京都品川区北品川 6-7-29
ガーデンシティ品川御殿山
TEL 03-6364-7000(代)
www.chubb.com/jp

CHUBB®

JSCC スポーツクラブ総合補償制度 オプション イベント総合補償制度

- ・団体総合補償制度費用保険
- ・施設所有(管理)者賠償責任保険
- ・生産物賠償責任保険

一般社団法人 全国スポーツクラブコミッション



申込み・あんしんクラブ会費支払締切日

第一回締切 2019年3月25日(月)
以降締切 毎月25日

中途加入の場合

入金日の翌月1日より2020年4月1日まで

補償期間

2019年4月1日より
2020年4月1日まで1年間

スポーツクラブ主催者をさまざまなリスクからお守りします。

クラブマネージャーの皆様の声から生まれた、皆様のクラブを守るための保険です。

スポーツクラブ、スポーツクラブの会員、イベント参加者を突然襲う事故・疾病の例

- 運動中のケガ
- クラブへの往復途上でのケガ



- 急性心疾患(心筋梗塞等)
- 細菌性食中毒・急性脳疾患・急性呼吸器疾患



- 炎天下、猛暑による熱中症(日射病・熱射病等)
- 脱水症・低体温症



- スポーツクラブ運営上の過失による事故
- 施設の欠陥や管理の不備による事故
- イベントで提供された飲食物による食中毒

JSCC スポーツクラブ総合補償制度とイベント総合補償制度※の補償概要

- スポーツクラブの会員・イベント参加者のために
- 団体総合補償制度費用保険**
- ① クラブから会員・イベント参加者への補償金(見舞金)を保険金としてクラブにお支払いします。
 - ② ケガだけではなくスポーツをしているときに起こりがちな熱中症や脱水症、心筋梗塞などの特定疾病も補償されます。
 - ③ 入院、通院補償は1日目から補償されます。
 - ④ 補償内容は会員の年齢にかかわらず一律です。
 - ⑤ 地震・津波・噴火などの天災によるケガも補償されます。

住居出発前に参加者名簿で参加が確定されている参加者については、クラブの活動に参加するための往復途上も補償可能です。

スポーツクラブのために

施設所有(管理)者賠償責任保険

クラブの運営管理や活動に起因して第三者や会員・イベント参加者の身体や財物に損害を与えたことにより、クラブに法律上の損害賠償責任が生じた場合に負担する賠償金を補償します。

生産物賠償責任保険 ※イベント総合補償制度のみ

スポーツクラブが主催するイベントにおいて提供された飲食物・製品が参加者に引き渡された後に、飲食物・製品の欠陥に起因して第三者や会員・イベント参加者の身体や財物に損害を与えたことにより、クラブに法律上の損害賠償責任が生じた場合に負担する賠償金を補償します。

スポーツクラブ運営者・イベント主催者の不安を解決します！！

クラブ主催者としての気遣い(クラブに過失がなくても)

- 会員がクラブの活動中にケガをしてしまった。
- イベント参加者が炎天下でクラブの活動をしていて熱中症で倒れてしまった。

お支払いする保険金

規程※に基づいた会員への見舞金

※規程とは「JSCC あんしんクラブ登録会員施設利用者の災害補償規程」をいいます。

スポーツクラブ運営・イベント主催者としての責任

- 練習中にサッカーゴールが倒れ、会員がケガをしてしまった。
- 野球の打球が隣接する民家に飛び込み、ガラスを破損してしまった。

お支払いする保険金

損害賠償金

弁護士費用等

JSCC スポーツクラブ総合補償制度・イベント総合補償制度のお支払いする保険金

本補償制度は会員とイベント参加者のケガと特定疾病を補償する団体総合補償制度費用保険と、第三者への賠償責任が生じた場合の賠償金を補償する施設所有(管理)者賠償責任保険、生産物賠償責任保険から成り立っています。

団体総合補償制度費用保険 (行事参加者補償制度費用保険特約)	お支払いする保険金の種類	補償対象の災害の種類
	① 災害死亡補償保険金 ② 後遺障害補償保険金 ③ 療養補償(入院)保険金 ④ 療養補償(手術)保険金 ⑤ 療養補償(通院)保険金	① ケガ ② 特定疾病※の発症 ※特定疾病とは • 急性虚血心疾患(いわゆる、心筋梗塞) • 急性心不全等の急性心疾患 • くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患 • 気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患 • 日射病及び熱射病等の熱中症 • 細菌性食中毒 • 低体温症 • 脱水症
施設所有(管理)者賠償責任保険 生産物賠償責任保険	お支払いする保険金の種類	
	① 緊急措置費用 ② 損害賠償金 ③ 損害防止・軽減費用	④ 協力費用 ⑤ 求償権保全・行使費用 ⑥ 争訟費用

契約内容

JSCC スポーツクラブ総合補償制度

	補償内容		保険金額：Aプラン	保険金額：Bプラン	
団体総合補償制度 費用保険	災害死亡補償		傷害	2,000万円	500万円
			特定疾病	1,000万円	250万円
	後遺障害補償		傷害(最高)	2,000万円	500万円
			特定疾病(最高)	1,000万円	250万円
	療養補償	入院日額	傷害	5,000円	5,000円
			特定疾病	2,500円	2,500円
		手術	傷害・特定疾病	手術の種類により入院日額の10・20・40倍	
			通院日額	傷害	2,000円
特定疾病				1,000円	1,000円
施設所有(管理)者賠償責任保険	対人・対物 共通		1事故につき5億円 (免責金額：0円)		
管理財物補償特約※			1事故につき1,000万円(免責金額：5万円)		

※クラブ活動の為、借用した体育館の壁を壊した場合などが該当します。

オプション JSCC イベント総合補償制度

	補償内容		保険金額	
団体総合補償制度 費用保険	災害死亡補償	傷害	300万円	
		特定疾病	150万円	
	後遺障害補償	傷害(最高)	300万円	
		特定疾病(最高)	150万円	
	療養補償	入院日額	傷害	2,000円
			特定疾病	1,000円
		手術	傷害・特定疾病	手術の種類により入院日額の10・20・40倍
		通院日額	傷害	1,000円
特定疾病	500円			
生産物賠償責任保険	対人・対物 共通		1事故・期間中 5億円(免責金額:0円)	